十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六三
十六　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

別表第二道府県の項中「一〇、三九〇」を「九、八〇〇」に、「一、二三四、〇〇〇」を「一、一九、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、〇八〇」を「一八、三八〇」に、「二、四三七、〇〇〇」を「二、四二六、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十八年度から平成六十一年度まで」を「平成二十九年度から平成六十三年度まで」に、「かかわらず、平成二十八年度」を「かかわらず、平成二十九年度」に、「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十九年度から平成三十三年度まで」を「平成三十年度から平成三十六年度まで」に、「平成三十四年度から平成六十一年度まで」を「平成三十七年度から平成六十三年度まで」に、「二十八兆九千百七十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆七千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成三十年度	四千億円
平成三十一年度	四千億円
平成三十二年度	五千億円
平成三十三年度	六千億円
平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

附則第五条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第九条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「から第五号まで」を「及び第三号」に、「二千百億円」を「二千五百億円」に、「同条第九号」を「同条第七号」に、「、平成二十九年度」を「、平成三十年度」に改め、「、平成四十三年度」の下に「及び平成四十四年度」を加え、同条第一号の表を次のように改める。

年度	金額
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円
平成四十四年度	三億円

附則第九条第二号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第十条第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十九年度から平成三十一年度まで」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第四項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「各都道府県」の下に「及び各市町村」を加え、「都道府県交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、「住宅借入金等特別税額控除見込額（」の下に「各都道府県にあっては」を、「から」の下に「控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額、各市町村にあっては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第四条第一項中「前条第三項及び第五項」を「前条第二項」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改める。

第八条第二項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に、「第三条第五項」を「第三条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方交付税法附則第七条の二の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条及び次条において「新地方交付税法」という。）の規定（新地方交付税法附則第七条の二の規定を除く。）は、平成二十九年度分の地方交付税から適用し、平成二十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2　新地方交付税法附則第七条の二の規定は、平成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十九年度及び平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成二十九年度分及び平成三十年度分の地方交付税における各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）を包括する都道府県にあっては新地方交付税法第十四条第一項の規定により算定した額から当該都道府県の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法